

## 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示（募集要項）

令和 7 年 11 月 10 日

### 令和 7 年度 堺市「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度 堺市「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

#### 1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、本市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

#### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、堺市ホームページ（ウェブサイト）に掲載されている個人情報ファイル簿の中で「項番 13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨」に「該当」としているものです。

○個人情報ファイル簿一覧

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kokai/kojinjohohogoseido/70035220230815103759892.html>

#### 3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ①未成年者
- ②精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者（※1）
- ⑥法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの（※2）

（※1）法第 112 条第 1 項の提案先である本市以外の行政機関等から契約を解除された者を含む。

（※2）ここにいう役員とは、役職名を問わず、法人その他の団体の業務執行の意思決定に影響を及ぼす権限を有する者（例えば、理事、取締役、執行役、執行役員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者）をいう。

#### 4 募集期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）9 時 00 分 から 令和 7 年 12 月 19 日（金）17 時 30 分まで

#### 5 提案の方法

##### （1）提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を提出してください。

##### ①提案書

- ・行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注 1）

##### ②添付書類

- ・誓約書（上記 3 の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）
- ・行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（事業計画等、事業内容及びその目的・効果を具体的に説明するもの）
- ・提案をする者の本人確認書類（注 2）
- ・その他堺市長が必要と認める書類（注 3）
- ・委任状（代理人の権限を証する書面）（注 4）

## ○提案書等の各様式のダウンロード

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kokai/kojinjohohogoseido/74105920231012134340892.html>

(注 1) 法第 118 条第 1 項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた提案者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

(注 2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前 6 か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。また、代理人による提案の場合は、提案者及び代理人両方の本人確認書類が必要となります。

(注 3) 提案に係る補足資料として、別途提出を依頼する場合があります。

(注 4) 代理人による提案をする場合に限りです。

## (2) 提案書等の提出方法

提案書等 2 部を持参（注 5）又は郵送・信書便（注 6）により市政情報課へ提出してください。

（注 5）持参による場合は、平日の 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

（注 6）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

## ○ 提案書等の提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市市長公室 広報戦略部 市政情報課 市政情報係

※匿名加工情報の提案募集に係る個人情報ファイルを保有している課（以下「担当課」という。）に提案書等を回送します。以降の手続及び連絡等は、担当課が対応します。

## 6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる

保有個人情報をも復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること。

- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 本市が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本市の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

## 7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、担当課から提案者に通知します。

## 8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書を送付する。その後、規則別記様式第 10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して本市へ提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第 11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

## 9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書等の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本市からの審査結果通知書等の郵送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書等の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は本市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書等は返却しません。

- (7) 本市が行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合、提案内容の一部を関係事業者等に情報提供する場合があります。
- (8) 「5 提案の方法」の「(1) 提出書類」によって提出された書類及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書類等は、堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があります。

## 10 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により回答に時間を要する場合や担当課から連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ○提案に関する連絡先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市市長公室 広報戦略部 市政情報課 市政情報係

電話：072-228-7439

電子メール：shijo@city.sakai.lg.jp